



各国・地域の税制概要とホットトピックス カナダ

令和5年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ税理士法人

2024年1月

目次

カナダの税制概要

法人税コンプライアンス	4
課税所得計算	5
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	8
進出・撤退時の留意すべき課税関係	9
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	11
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	12
法人課税にかかる各種優遇税制措置	14
PE課税ーPE類型	15
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	16

ホットトピックス	17
----------	----

Pillar2の法制化状況について	19
-------------------	----

カナダの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要	21
LF/MFの概要	22
国別報告書の概要	23
最近の移転価格調査におけるトピックス	24
移転価格税制の動向	25

カナダの税制概要

法人税コンプライアンス

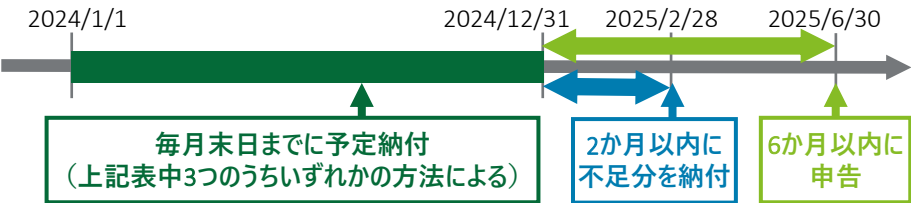
居住者については全世界所得課税となり、連邦税及び州税を併せて23%～31%の税率で課税が生じる。
毎月末日までに中間納付を行い、年税額に満たなければ課税期間終了後2か月以内に不足額を納付する必要がある。

法人所得税

居住者	カナダ国内で設立された法人は、居住者となる。国外で設立された法人の主たる管理支配地がカナダ国内である場合は、居住者となる可能性がある。
居住者の課税範囲	全世界所得課税
税率	連邦税：15% 連邦税の標準税率は38%であるが、カナダ各州内で稼得された所得については10%のリベートが適用される。また、各種優遇税制の恩恵を受ける場合に、適用税率は15%まで軽減される。 州税：8～16% 一部の州で製造業所得（M&P income）や受動的所得に対する特別税率が導入されている。
課税期間	法人の会計年度
申告納付期限	申告期限：課税期間終了後6か月以内に申告。売上水準に関わらず、ほとんどの企業は2023年分の申告から電子申告を行う必要がある。 納付期限：原則として、毎月末日までに分割納付する必要があり、中間納付額が年税額に満たない場合、事業年度終了後2か月以内に不足分を納付する必要がある。

中間納付	毎月末日までに分割納付する必要があり、納付すべき税額は、以下のいずれかの方法により算定される。 ① 当該事業年度の予定年税額の12分の1 ② 直前事業年度の年税額の12分の1 ③ 最初の2か月は前々事業年度の年税額の12分の1、3か月目以後は、直前事業年度の年税額の12分の1 ただし、中間納付額がCRA（Canada Revenue Agency）により算定された税額を下回る場合、ペナルティ・利息が科せられる可能性がある。
時効	原則4年間 ただし、繰戻還付等の一定の税制を適用した場合は更に3年間、不正又は過失があった場合は更に6年間又は無期限に、調査対象期間が延長される。
連結納税制度	なし

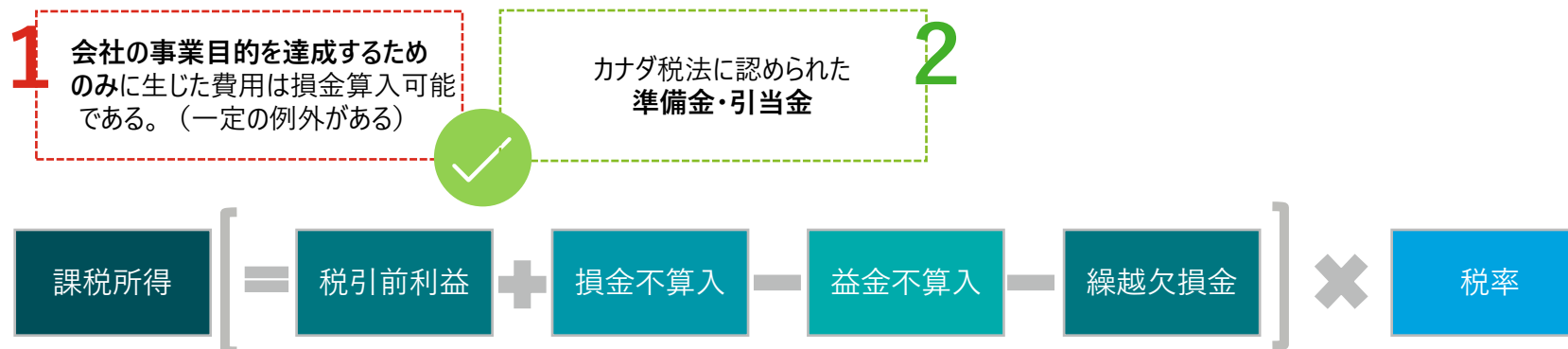
例：12月決算の場合



課税所得計算（1/3）

損金性が認められる費用について

- 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。

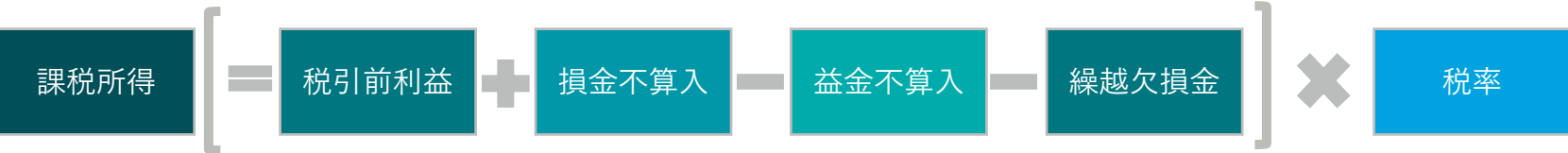


損金算入項目

- 損金不算入 として、留意すべき項目の代表例

キャピタルロス	キャピタルロスのうち2分の1に相当する金額について、同じ課税期間に生じたキャピタルゲイン（次頁参照）と相殺することができる。しかし、その損金の額がその課税期間に益金に算入されるキャピタルゲインの額を超える場合に、キャピタルゲイン以外の課税所得と相殺することはできず、直近3課税期間前までの繰戻し又は翌期以後へ無期限に繰越して益金に算入されるキャピタルゲインと相殺することができる。
寄附金	法人が事業のために行った寄附であることを証明できない場合は、 損金の額に算入することができない可能性がある 。 政治献金は損金の額に算入することができないが、一定の場合には税額控除が適用されることがある。
交際費	飲食費及び交際費の50%は損金算入が可能である 。ここで言う交際費には、娯楽やレクリエーション費用が含まれ、また飲食費には、出張中の飲食に係る支出も含まれることに留意が必要。
支払利子	非居住者関連者からの借入金に係る利子は、利率等の一定の制限を満たす場合に、損金に算入することができる。

課税所得計算（2/3）



損金算入項目

- 損金不算入 として、留意すべき項目の代表例（続き）

引当金・準備金	原則として損金に算入されない。ただし、合理的な貸倒引当金等、税務上一定のものは損金に算入することができる。	
減価償却費等	一般原則	土地や株式等以外の資産について、通常は資産の種類（Class）ごとに規定される定率法による税務上の償却費（Capital cost allowance）を損金の額に算入できる。
	無形資産 (商標権・のれん等)	資産の種類（Class）ごとに規定される耐用年数に基づき、定額法による税務上の償却費を損金の額に算入できる。
その他	罰金等、各種租税（利子税及び延滞税を含む）、資本的支出については損金に算入できない。	

益金算入項目

- 益金不算入 として、留意すべき項目の代表例

受取配当	内国法人から受け取る配当金は、保有割合に関わらず全額が益金不算入となる。また、外国子関係会社から受け取る配当金は課税所得となるが、10%以上の株式を保有する外国関係会社から受け取る配当については益金不算入となる。
引当金・準備金	損金算入となった貸倒引当金等がある場合、その金額と同額を翌課税期間において益金に算入する。
キャピタルゲイン	キャピタルゲインのうち2分の1に相当する金額について、通常の法人所得税率により課税される。ただし、同じ課税期間にキャピタルロス（前頁参照）が生じた場合にはそのキャピタルロスと相殺される。

課税所得計算（3/3）

課税所得

=

税引前利益

+

損金不算入

-

益金不算入

-

繰越欠損金

×

税率

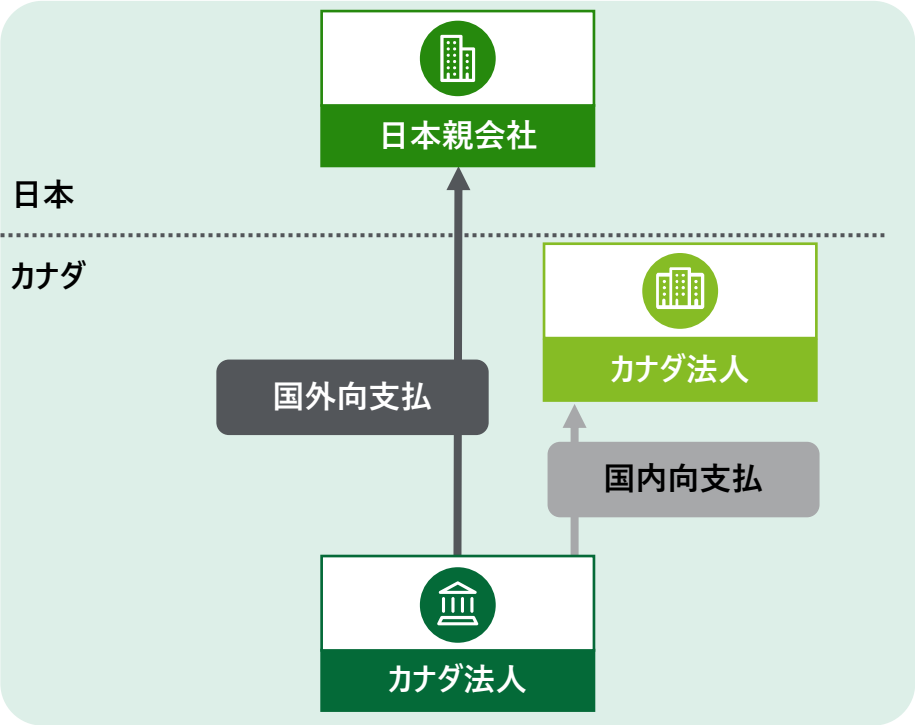
■ 繰越欠損金 について

欠損金等	繰越期限	20年間（20課税期間後まで繰越することができる）
	控除限度額	制限なし
	繰戻し	3年間（3課税期間前まで繰戻することができる）

■ 税率 について

税率	連邦税：15% 連邦税の標準税率は38%であるが、カナダ各州内で稼得された所得については10%のリベートが適用される。また、各種優遇税制の恩典を受ける場合に、適用税率は15%まで軽減される。また、一部の州を除いて、カナダでは申告・徴収及び税額算定について統一された方法（harmonized approach）が採用されている。これによって、個別州ごとの申告は不要となる州もある。
----	---

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税



	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法		租税条約
利子	0%	0% or 25% (*1)	10% (*2)
配当	0%	25%	5% or 15% (*3)
使用料	0%	0% or 25% (*4)	10%

(*1) 独立企業間価格でない非居住者へ支払われる利子について、25%の税率が適用される。一定の要件を満たす利子、例えば非関連者である外国金融機関へ支払う利子等は源泉税が免除される。

(*2) 政府、中央銀行政府又は所有する金融機関が取得する利子等は源泉税が免除される。

(*3) 保有割合が25%以上、かつ直近6か月以上保有する株式に係る配当の場合は5%、それ以外の場合は15%となる。

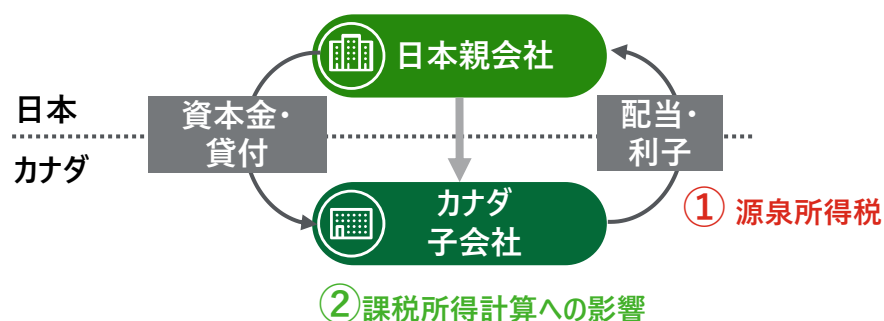
(*4) 一定のものは、日加租税条約上の定義に基づいて免税となる可能性があるが、通常は25%の税率が適用される。

■ 日本への送金に対しては、日加租税条約又はカナダの国内法により、通常は以下の税率が適用される。(特典制限条項 (LOB) はない)

- ✓ 利子：10% (租税条約の税率)
- ✓ 配当：5% or 15% (租税条約の税率)
- ✓ 使用料：10% (租税条約の税率)

進出・撤退時の留意すべき課税関係（1/2）

進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



① 源泉所得税 日本親会社

- カナダ子会社が日本親会社に対して支払う配当に係る源泉税は、租税条約により保有割合・保有期間に応じて5%又は15%となる。カナダ子会社が日本親会社に対して支払う利子に係る源泉税は、租税条約により10%となる。
- カナダへ新規投資を行う際には、その投資が資本払込（Paid up capital; PUC）として取り扱われるよう検討することが推奨される。新規投資がPUCとして取り扱われた場合、日本親会社への将来の資金還流（資本払戻）の際に源泉税は課されない。

対価を 受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	5% or 15%*	10%*

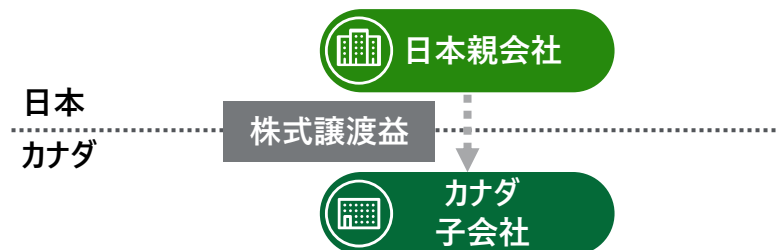
（*）租税条約の制限税率を記載。

② 課税所得計算への影響 カナダ子会社

- 居住者は、特定非居住者に対する債務の額が税務上の自己資本の額の1.5倍を超える場合において、その超過部分に対応する支払利子の額は、過少資本税制により損金に算入することができない。
- 2023年10月1日以後開始する課税期間において、過大支払利子税制（Excessive Interest and Financing Expenses Limitation; EIFEL）が適用されることに留意が必要である。

進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税

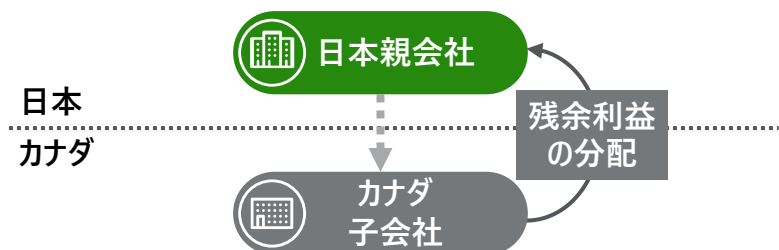


■ カナダにおけるキャピタルゲイン課税

 日本親会社

- 非居住者は、カナダ国内に所在する資産（Taxable Canadian Properties; TCP）の譲渡に基づく課税所得の2分の1について課税対象となる。
- 清算に伴う清算法人株式の払戻しは、株式の譲渡とみなされるため上記と同様の取扱いとなる。
- 過去60か月間のいずれかの時点において、その株式の価値の50%超がカナダにある不動産（特定の資源不動産を含む）から構成される株式等の一定の株式はTCPに該当するが、それら以外の株式の譲渡は法人所得税が課せられない。
- TCPに該当する株式の譲渡には25%の源泉税が課せられる。ただし、租税条約による軽減が適用される可能性がある。

清算時の残余利益に対する課税



■ カナダにおける配当課税の有無

 日本親会社

清算に係る残余財産の分配がPUC（前頁参照）を超える場合には、その超える部分の金額が配当とみなされて25%の源泉税の対象となる。ただし、租税条約による軽減が適用される可能性がある。

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

子会社は全世界所得に課税される一方で、支店はカナダ国内源泉所得に課税される。
子会社からの利益還流については源泉税が課せられるが、支店からの利益還流は支店税（Branch tax）が課せられる。
いずれについても租税条約の適用に係る軽減の検討が必要となる。

	 子会社 (現地法人)	 支店
課税所得の範囲	全世界所得課税	カナダ国内源泉所得
法人所得税 適用税率	連邦税 15%（キャピタルゲインは2分の1が課税対象） 州税 8～16%（州によって税率が異なる）	同左
申告手続き	課税期間終了後6か月以内に申告	同左
利益の還流	配当に係る源泉税の税率は、租税条約に基づき株式の保有割合及び保有期間に応じて5% or 15%が適用される。	非居住者に対する利益送金については25%の支店税（Branch tax）が課せられる。支店税は、カナダから親会社所在地国への送金の有無に関わらず、支店の税引き後利益に対して毎年課せられる。支店税は、上記利益のうち最初の50万CADまでは免税であり、租税条約の適用がある場合は5%に軽減される。

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税（1/2）

雇用者は各種保険制度に係る保険料を拠出・徴収・納付する義務を負う。GST / HST等は、年間売上高に応じて申告及び納付を行う期間が異なることに留意が必要である。

従業員の雇用に係るコスト等

雇用保険（Employment Insurance; EI）

- 連邦政府は、従業者に対する失業期間中の補償の目的で雇用保険基金を運営している。
- 2023年度の雇用保険料として、**従業者が対象となる所得の1.63%、雇用者が従業者負担の1.4倍に相当する2.28%**をそれぞれ負担し、雇用者が源泉徴収する。
- カナダ源泉所得を有する非居住者は、その非居住者の居住地で同様の制度に加入している場合は、カナダの雇用保険制度に加入しないことが認められる。

年金保険（Canada Pension Plan; CPP）

- 連邦政府は、居住者の退職、就労不能等に対する最低限の補償を目的として、年金保険制度（CPP、ケベック州を除く）を運営しているが、この制度は個人年金制度に代替されるものではない。
- ケベック州では別途、異なる同様の制度が運営されている。
- 2023年年度の年金保険料として、**従業者が対象となる所得の5.95%、雇用者も従業者負担と同率の5.95%**をそれぞれ負担し、雇用者が源泉徴収する。
- 非居住者が、その非居住者の居住地（カナダとの間で社会保険協定を有する国・地域に限る、日本は当該協定を有する）で同様の制度に加入していることについて一定の証明書をCRAに提出する場合、カナダの年金保険制度に加入しないことが認められる。

地方医療保険（Provincial medical insurance）

- 雇用者は、一部の州に居住する従業者に対して課せられる**毎月の保険料を徴収して納付する義務**がある。

労災保険（Worker's Compensation）

- 各地方自治体は、業務中に負傷した従業者を補償する目的で労災基金を運営している。基金に加入する雇用者は、従業者ごとに**保険料を拠出する必要がある**。

州給与税（Provincial Payroll Taxes）

- 州ごとに独自の給与税が課せられている場合があるため、雇用者の義務について個別に確認が必要となる。

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税（2/2）

連邦売上税 Goods and Services Tax (GST)	税率	連邦税であるGSTの標準税率は5% 州税であるHSTの税率は 13%又は15% （州によって異なる）
	課税対象取引	カナダ国内における物品及びサービスの提供に対して課せられる。 ただし、食料品、一定の処方箋医薬品、一定の医療機器、輸入物品又はサービスの提供等には、0%の税率が適用される。 また、医科及び歯科サービス、保育及び教育サービス等は免税となる。
	納税義務者	カナダ国内で課税対象取引を行う者は、一定の例外を除き、GST及びHSTの登録を行う必要がある。
	課税期間	年間売上高に応じて、月次、四半期ごと、年次のいずれか ➤ 600万CAD超：月次 ➤ 150万CAD超600万CAD以下：四半期ごと（月次が選択可能） ➤ 150万CAD以下：年次（四半期ごと又は月次が選択可能）
	申告期限及び納付期限	各課税期間終了後 1か月以内 。 ただし、年次で申告納付を行う者は、各課税期間終了後 3か月以内 。
	インボイス制度	インボイスの金額が100 CADを超える場合には、インボイスにGST登録番号の記載が必要である。
	州売上税 Provincial Sales Tax (PST)	特定の州内で課税対象取引を行う場合は、PSTの登録を行う必要がある。通常、PSTは月次、四半期ごと、年次での納付が必要となる。（州によって異なる）
	印紙税	該当なし
	不動産税	通常は、各地方自治体ごとに、各年の不動産の評価額に基づいて毎年課せられる。
	取引税	■ 土地又は土地に付属する設備の移転に対して課せられる。地方税であるため、州ごとに税率が異なる。 ■ 2023年1月1日から2年間、非居住者によるカナダ国内の居住用不動産の購入は、法令に基づき禁止されている。
	国境をまたぐデジタルサービスへの課税 Digital services tax (DST)	■ OECD Pillar 1が施行されていない場合に、2024年1月1日以後DST制度が導入される予定である。 ■ DSTは、各課税期間の、①全世界収入が7億5,000万EUR以上で、②カナダのユーザーに関連する収入が2,000万CAD以上である事業体に適用される。 ■ DSTが導入された場合、2022年1月1日以後のカナダのユーザーに関連する収入（カナダのデジタルサービス収入）に対して、3%の税率で課せられることが予定されている。

法人税にかかる各種優遇税制措置

加速償却は段階的に実施されることが予定されているため、適用可否について検討が必要となる。

項目	対象企業	優遇措置内容
加速償却	全ての企業	■ 一定の資産について、通常の税務上の減価償却（Capital cost allowance）とは異なる方法による減価償却費の損金算入が認められている。 ■ その方法は様々で、一定の資産について償却初年度に50%又は30%の償却率の適用を認める、取得価額の90%相当額を4年間で償却する等の方法がある。 ■ 2023年以後、加速償却制度は、段階的に廃止される予定である。
研究開発税制 Research and development credit (SR & ED)	適格研究開発費を支出した企業	■ 適格研究開発には、カナダ国内で実施される科学研究に対する支出及びカナダ国外で実施される研究に資するために居住者である従業者に給与として支払われる支出が含まれる。 ■ 投資税額控除として適格研究開発費の15%が連邦法人所得税額から控除されるが、課税期間ごとに控除限度額があるため、控除できない金額が生じる場合には、3課税期間前まで繰戻すか又は20課税期間後まで繰越することができる。

PE課税－PE類型

PEの種類

支店PE

- ① 事業の管理の場所
 - ② 支店
 - ③ 事務所
 - ④ 工場
 - ⑤ 作業場
 - ⑥ 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- ただし、一定のものは支店PEから除外される。

代理人PE

独立した地位を持つ者を除き、企業を代表して活動し、企業の名において契約する権限を有する者で、当該権限を反復して行使する代理人

建設PE

12カ月を超える期間存続する建設工事現場、建設もしくは据付工事

カナダのPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

MLI条約の署名：

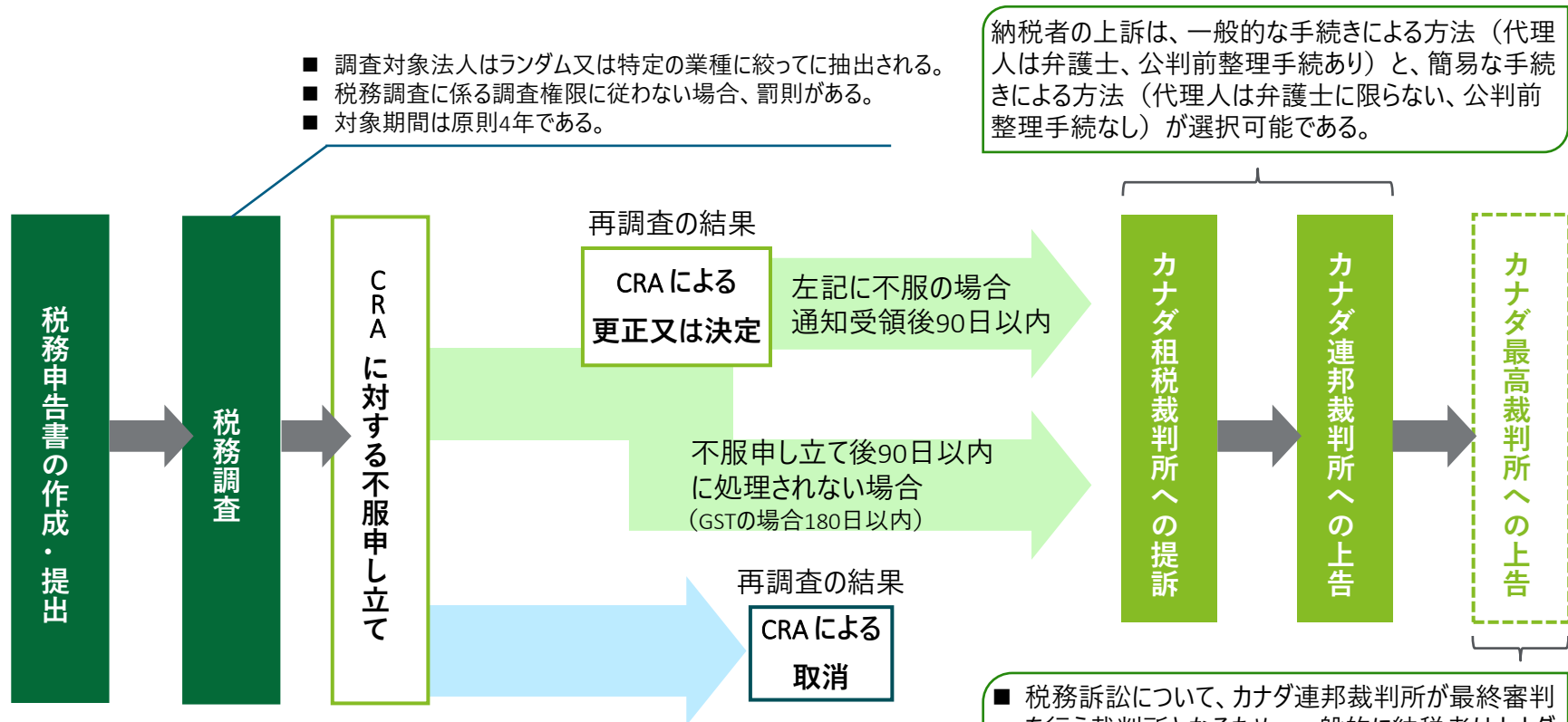
日本：2019年1月1日に発効
カナダ：2019年12月1日発効

PEに関連するMLI条約の規定の適用：

なし（従って、現行有効な租税条約のみを参照すればよい。）

税務調査及び異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続き及びプロセス



- 税務当局の名称：カナダ歳入庁（The Canada Revenue Agency; CRA）
<https://www.canada.ca/en/revenue-agency.html>

ホットトピックス（1/2）

過大支払利子税制の導入により、損金に算入される利子が制限される可能性があるため、カナダ進出に際しては資金調達方法を検討することが望ましい。また、従業員の派遣に関しては非居住者雇用主認定制度の適用可能性を事前に検討することが推奨される。

01

過大支払利子税制の改正

Excessive Interest and
Financing Expenses Limitation; EIFEL

論点

超過利子等の金融支出（Excessive Interest and Financing Expenses）の損金算入を制限する新たな法案で、OECDによるBEPS行動計画4に対する対応として、2023年10月1日以後開始する課税期間に適用される。

02

非居住者雇用主認定制度

Non-Resident Employer Certification program

論点

- 一般に、カナダで働くために従業員を派遣する非居住者雇用主は、当該従業員に関して租税条約が適用される場合でも、給与に係る源泉徴収と納付の義務を負うことがある。源泉徴収が不要であることを担保するために、従業員の派遣に先立って、非居住者雇用主証明書を取得することが可能であり、適格非居住者従業員について、雇用主の源泉徴収義務が免除される。この適用を受けるためには、非居住者雇用主はカナダが租税条約を締結している国（日本は締結済）の居住者であり、Form RC473 Application for Non-Resident Employer CertificationをCRAに提出し承認を受ける必要がある。この申請書は、適格非居住者従業員がカナダで役務提供を開始する少なくとも30日前までにCRAに提出する必要がある。CRAから証明書を受け取った場合には、雇用主は、申請された認定期間中に適格非居住者従業員に支払った給与に対して源泉徴収を行う必要はない。
- 一般に、「適格非居住者従業員」とは、カナダが租税条約を締結している国に居住しており、その者に適用される租税条約（日本の場合は日加租税条約）においてカナダにおける納税義務がなく、カナダでの勤務期間が暦年で45日未満であるか、又はカナダでの滞在期間が支払時を含む12か月間で90日未満である従業員を指す。

ホットトピックス（2/2）

日本親法人がカナダ子法人を介してカナダ以外に孫法人を有する場合等、一定の場合には外国資本ダンピングが適用となる可能性があるため、留意が必要となる。

03

外国資本ダンピング

Foreign affiliate Dumping

論点

- 一般に、外国資本ダンピング（Foreign affiliate Dumping）は、カナダ法人が、非居住者である親法人と非居住者である子法人（カナダ法令上の「外国関連会社」）の両方を有する場合に適用される。カナダ法人が非居住者である子法人に行う「投資」に関して、そのカナダ法人が非居住者である親法人に配当を支払ったとみなされ、その配当は源泉税の対象となる。
- 一般的に、「投資」には、株式の取得、資本の拠出、債務の取得が含まれるが、含まれないものもある。外国資本ダンピング規則の適用回避等を目的として検討可能な例外規定が存在するが、事例に応じて適用されるため、適用のために詳細な分析が必要となる。

Pillar 2 の法制化状況について

Pillar 2 制度全般として、OCEDモデルルールに歩調を合わせた法制化が予定されているが、IIR制度がQDMTT制度を包含する形で法令となる予定である。

項目	施行日	適用初年度	詳細
全体的な法制化の状況	－	－	
IIR (Income Inclusion Rule)	－	2023年12月31日以後に開始する課税期間	■ 2023年8月4日に、IIRに係るOECDモデルルールの概要を包含した新法である「Global Minimum Tax Act; GMTA」の法令草案が発出されている。
QDMTT (Qualified Domestic Minimum Top up Tax)	－	2023年12月31日以後に開始する課税期間	■ カナダでのQDMTTは、IIR及びUTPRにより最低課税額を徴収することに代替してカナダ国内の事業体の所得に対する最低課税額を徴収する制度として、GMTAに包含される制度となる予定である。
UTPR (Undertaxed Payments Rule)	－	2024年12月31日以後に開始する課税期間	■ UTPRの法令草案は後日公開予定である。

カナダの移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要

01

移転価格税制導入時期

1998年

02

関連者の定義

- (a) 個人またはその近親者が、報告企業に対する支配または共同支配を有している場合、報告企業に対して重要な影響力を有している場合、または報告企業もしくは報告企業の親会社の主要な経営幹部の一員である場合、当該個人またはその近親者は報告企業と関連している 場合
- (b) 以下の条件のいずれかに該当する場合、企業は報告企業と関連している
- ・ 企業と報告企業が同じグループのメンバーである場合（それぞれの親会社、子会社が他の企業と関連している場合）
 - ・ 一方の企業が他方の企業の関連会社またはジョイント・ベンチャーである場合（または、他方の企業がメンバーであるグループのメンバーの関連会社またはジョイント・ベンチャーである）
 - ・ 両社が同一の第三者のジョイント・ベンチャーである場合
 - ・ 一方の企業が第三者のジョイント・ベンチャーであり、他方の企業がその第三者の関連会社である
 - ・ 報告企業または報告企業に関連する企業のいずれかの従業員のための退職後給付制度である
 - ・ 報告企業自身がそのような制度である場合、スポンサーである雇用主も報告企業の関連者である
 - ・ 報告企業が、（a）で特定される人物に支配されている、または共同支配されている。（a）で識別される人物が、企業に対して重要な影響力を有しているか、企業（または企業の親会社）の主要な経営幹部の一員である
 - ・ 企業または企業が属するグループのメンバーが、報告企業または報告企業の親会社の経営に対し一定の影響力を有している場合

03

移転価格調査の時効

7年

04

独立企業間価格の算定方法

カナダ国内法においては規定していない。

ただし、Canada Revenue Agency（CRA）が公表しているガイドラインによると、OECD移転価格ガイドラインで規定されている最適な移転価格算定方法を認めている。

05

日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との租税条約の有無：あり（発行日：1987年11月14日）
- 実務上の適用可能性：あり

LF/MFの概要

ローカルファイル (LF) の概要

①作成義務対象者

- 閾値無

②作成期限

- 法人税申告期限（事業年度終了から6カ月後）

③提出期限

- CRAの要求から3カ月以内

④作成言語

- 英語またはフランス語

⑤罰則

- 移転価格調整額が売上の10%と500万CADのいずれか低い額を超えた場合、調整額の10%が課される可能性がある。ただし、納税者が独立企業間価格の決定に関して文書の作成等、十分と判断される努力をしたとみなされる場合には罰則は課されない。

マスターファイル (MF) の概要

①作成義務対象者

- 規定なし

②作成／提出期限

- 規定なし

国別報告書の概要

国別報告書 (CbCR) の概要

①作成義務対象者

- 前年度の売上高が7億5,000万EURを超える場合

なお、カナダと日本の間では自動的情報交換を行っているため、カナダにある日系企業の提出は不要である。

②提出期限／作成期限

- 報告期間最終日から12カ月後

③罰則

- 月500 CAD（最大24カ月）、またはCRAの要求に回答しなかった場合は月1,000 CAD（最大24カ月）

④国別報告書に係る通知書（Notification）の要否

- 規定なし

最近の移転価格調査におけるトピックス

01

現地側課税事例の
傾向

論点

- グループ全体の利益率が高い多国籍企業が、移転価格調査を受けやすい。
- 調査の対象となる取引は、ロイヤリティやマネジメントフィーなどが多い。その際、近年収集したデータを用いた分析ツールを活用して、調査対象を特定している。

02

対応方法についての
助言

論点

- CRAはAPAやMAPに対し協力的であるため、移転価格における二重課税が発生した場合には相互協議の申し立てを行うことを推奨する。
- 中小企業であっても、税務紛争の解決手段としてAPAを利用するケースが増えている。

移転価格税制の動向（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）

税務当局における税務調査の状況の変化	■ 昨今は、新型コロナウイルスによる政府の支出を補う意図もあり、調査件数を増やしている。
APA審査・協議対応の変化	■ 直近では、相互協議のために納税者が支払う手数料の廃止や、相互協議に至る期間の短縮が行われている。
現地当局が容認するCOVID-19への対応措置（比較可能性の検討、特殊要因の検討、その他の取扱いの検討等）	■ CRAはOECDのCOVID-19に関するガイドラインを支持しておらず、特にはない。

移転価格税制の動向（その他特筆すべき事項）

その他特筆すべき事項	
税務当局における税務調査の状況の変化	2023年6月にCRAはカナダの移転価格税制改正に関するコンサルテーションペーパーを公表した（施行時期は未定）。 主な内容は以下のとおり： ■ 以下の点に関するOECDガイドラインとの整合 ・ 内部取引に対する正確な描写・分析 ・ 特定の区分取引に対する非認識 ■ 国別報告書作成基準に該当する企業へのマスターファイルの義務付け ■ 特定の低リスクな納税者及び取引について、ローカルファイルに代わる新たな年次報告スケジュールの採用（該当する納税者及び取引はまだ定義されていない） ■ 罰則1,000万CADへの引き上げ（売上の10%という相対的閾値に変更はない） ■ 低付加価値グループ内役務提供の概念の導入
APA審査・協議対応の変化	移転価格税制の改正に併せてAPAについても規則が変更される可能性がある。
BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 （税務当局内）	現行の移転価格税制は、OECDがBEPSに関する議論を開始する前に起草されたものである。しかし、今回CRAが発行したコンサルテーションペーパー（上述）は、柱1について言及されている。ただし、カナダの移転価格税制の改訂に柱1の論点まで織り込まれるかは未定である。
BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 （日系企業内）	日系企業のカナダ法人において柱1利益Bの議論は2023年10月時点で行われていない

お問い合わせ

運営受託：デロイトトーマツ税理士法人

email : info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2023年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301